

デジタル導入実証支援助成金交付要綱

公益財団法人しまね産業振興財団

(通則)

第1条 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が交付するデジタル導入実証支援助成金（以下「本助成金」という。）の取扱いについては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程（以下「助成金交付規程」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本助成金は、県内の中小企業者等がデジタル技術を活用して新たなサービス開発や生産性の向上を図りビジネスプランを実証する取組みについて、デジタル技術を導入する場合の経費の一部を助成することにより、県内の中小企業者等へのデジタル技術導入の促進を図り、もって経営の変革の後押しをすることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第3条 本助成金の交付対象者は、県内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者。但し、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 交付対象事業が製造業に該当する者
- (2) 総務省の定める日本標準産業分類にて農業、林業、漁業のいずれかを営む者
- (3) みなし大企業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- (5) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれかに該当する者
- (6) 島根県税の未納の徴収金がある者

(助成金の交付対象事業)

第4条 本助成金の交付対象事業は、AIやIoT、VRなどのデジタル技術を活用して新たなサービス開発や生産性の向上を図りビジネスプランを実証する取組みを行う事業にあつて、かつ当該事業が交付対象者の経営の変革の後押しすると判断されるものとする。但し、国、県又は市町村から補助金等の支援を受ける事業は除く。

(助成金の事業実施期間)

第5条 本助成金の事業実施期間は、助成金交付決定の日から1年以内とする。

(助成対象経費の区分、助成率及び助成上限額)

第6条 本助成金の助成対象経費の区分、助成率及び助成額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 本助成金の交付を申請しようとする者は、財団代表理事理事長(以下、「代表理事理事長」という。)が指定する期日までに、デジタル導入実証支援助成金交付申請書(様式1)に必要な書類を添えて、代表理事理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 代表理事理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をしなければならない。

- 2 代表理事理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。
- 3 代表理事理事長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件をデジタル導入実証支援助成金交付決定通知書(様式2)により交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、デジタル導入実証支援助成金交付申請取下げ届出書(様式3)を代表理事理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(決定内容の変更等)

第10条 助成事業者(第8条第1項に定める助成金の交付の決定を受けた者。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめデジタル導入実証支援助成金変更承認申請書(様式4)を代表理事理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象経費の総額の20%を超える増減を経費区分間でしようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更
 - イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- (4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 代表理事理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 代表理事理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件をデジタル導入実証支援助成金交付決定変更承認通知書（様式5）により当該助成事業者へ通知しなければならない。

（遂行状況の報告及び調査）

第11条 助成事業者は、財団から助成事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までにデジタル導入実証支援助成金遂行状況報告書（様式6）を代表理事理事長に提出しなければならない。

- 2 代表理事理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業を廃止したときは、助成事業が完了した日（廃止にあつては第10条第1項による承認を得た日）から起算して15日を経過する日までに、デジタル導入実証支援助成金実績報告書（様式7）に必要書類を添えて、代表理事理事長に提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、前項に定める実績報告書にデジタル導入実証支援助成金取得財産等管理台帳（様式8）を添えて提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第13条 代表理事理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは助成金の額を確定し、デジタル導入実証支援助成金の額の確定通知書（様式9）により当該助成事業者へ通知する。

（助成金の支払）

第14条 助成金の支払は精算払とする。ただし、代表理事理事長が必要と認めた場合は、概算払ができるものとする。

- 2 助成事業者は、助成金の概算払又は精算払を受けようとするときは、デジタル導入実証支援助成概算払請求書（様式10）又はデジタル導入実証支援助成金精算払請求書（様式11）を代表理事理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 代表理事理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過し

た期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。）。
- (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。

2 前項第2号から第6号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第16条 代表理事理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 代表理事理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（加算金及び延滞金）

第17条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命ぜられたとき（第15条第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより助成金の返還を命ぜられたときを除く。）は、その命令に係る助成金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日）から起算して納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

3 代表理事理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（財産の管理等）

第18条 助成事業者は、助成事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 代表理事理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入

があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 19 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の工具、器具及び備品ならびにその他の財産とする。処分制限財産を代表理事理事長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

3 助成事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめデジタル導入実証支援助成金取得財産等処分承認申請書（様式 12）を代表理事理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(事業成果等の報告)

第 20 条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度（当該助成事業者の会計年度とする。以下同じ。）の翌年度から 3 年間、毎年、助成事業に係る成果等の状況を、デジタル導入実証支援助成金事業成果等報告書（様式 13）により代表理事理事長へ提出しなければならない。

(助成金の経理等)

第 21 条 助成事業者は、助成事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業終了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）5 年間、代表理事理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(助成事業等の公表)

第 22 条 代表理事理事長は、助成事業及び助成事業者の名称並びに事業内容等について、助成事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第 23 条 助成事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について助成金の交付の申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

(別表)

| 助成対象経費の区分 | 助成率 | 助成額 |
|---|-------------------------|------------------------|
| 【ハード事業】 ①システム構築費 ②機器等整備費 ③システム運用関連費 ④専門家委託費（技術コンサルティング業務等） ⑤その他代表理事理事長が特に必要と認める経費 | 1 / 3 (千円未満の端数は切り捨て) | 上限：4,000千円 下限：400千円 |
| 【ソフト事業】 ①デジタル導入後活用経費 ②その他代表理事理事長が特に必要と認める経費 | 1 / 2 (千円未満の端数は切り捨て) | |

(注)

- 1 ハード事業のみの申請、ハード事業及びソフト事業両方の申請が可能であるが、ソフト事業のみ申請することはできない。ソフト事業はハード事業により導入したシステムの利活用を目的としたシステム導入後の利用者向け研修会、講習会等を対象とする。
- 2 事業実施期間内に支払いまでが完了していること。
- 3 消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。
- 4 汎用性のある器具備品は対象外とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。